

東 吾 妻 町 除 染 実 施 計 画
< 第 2 版 >

平成 25 年 3 月

群馬県 東吾妻町

東 吾 妻 町 除 染 実 施 計 画

＜ 第 2 版 ＞

目 次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	1
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	4
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用 上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置.....	4
5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期.....	5
6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関 する事項.....	6
7. その他の事項.....	7

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

群馬県吾妻郡東吾妻町は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境の回復（除染）に取り組んでまいります。

また、当町では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指します。

当面は、特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルト以下になることを目指しつつ、平成 25 年 3 月までを第 1 期として除染を行います。

そのため今後も、きめ細やかなモニタリングを町内全域で継続して行い、地区ごとや施設ごとの空間線量の傾向などを十分に把握し、「一つ一つの段階を追った作業工程から、どの程度、被ばく線量が軽減されるか」といった除染作業の手法や規模を検討し、より効果的で効率的な除染を行うこととします。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

町が主体となって実施した町内の空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上である区域のうち、表 1 の区域を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

（表 1）

区域	空間線量率の 範囲（ μ Sv/h）	平均空間線量率 （ μ Sv/h）	除染実施計画 の対象となる 区域
東吾妻町大字郷原他 古谷集落周辺	0.178～0.317	0.254	○

なお、上記の区域については、一つの集落（字単位ではなく居住区単位の集合）の区域となり、詳細は次頁の計画対象区域図面のとおりとなります。

東吾妻町



計画対象区域

東吾妻町大字郷原他
古谷集落周辺



1:12000

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域内において、以下の除染対象ごとに、表2のとおり町が実施主体となり、民間事業者への委託なども検討しながら除染を行います。また、必要に応じて、町民の方、企業などの協力も要請しながら協働作業としての実施を検討いたします。

(表2)

除染対象	実施者
通学路（側溝含む）	東吾妻町
住宅	東吾妻町 ※
道路	東吾妻町
農地	東吾妻町 ※

※ 自治会による除染活動を実施する場合には、町が線量低減化地域活動支援事業によりマスク、ゴム手袋や除染作業に必要な道具の配布など支援します。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成23年12月第1版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年12月28日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は表3のとおり）。

(表3)

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
通学路（側溝含む）	○（路面）散水車及び清掃車によるブラッシング ○（路面）手作業によるブラシ洗浄 ○（路面）歩道洗浄、除草 ○（側溝）泥等の掻き出し、除草、ブラシ洗浄 ○（法面）除草

住宅	○ 壁面等の清掃、拭取り ○ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○ 枝葉の剪定 ○ 落葉の除去、除草
道路	○ (路面) 散水車及び清掃車によるブラッシング ○ (路面) 手作業によるブラシ洗浄 ○ (路面) 歩道洗浄、除草 ○ (側溝) 泥等の掻き出し、除草、ブラシ洗浄 ○ (法面) 除草
農地(以下に掲げるものを除く。)	○ 深耕プラウ等による鋤込み ○ 土面の踏圧、碎土、均平化 ○ 肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布 ○ 畦畔・農道の除草 ○ 水路の清掃、汚泥の除去
農地(永年性作物が栽培されている農地に限る。)	○ 樹皮の洗浄 ○ 枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去 ○ 除草 ○ 水路の清掃、汚泥の除去

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。ただし、こうした区域においても局所的に空間線量の高いホットスポットについては適切なメニューを選択しての除染を実施することとします。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

当町では、長期的に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいります。当面、平成 25 年 3 月末までを第 1 期として、表 4 に示すスケジュールで除染に取り組みます。

平成 25 年度から平成 26 年度を第 2 期として、仮置場の設置を検討していきます。

なお、平成 27 年 3 月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成

27 年 4 月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

(表 4)

対象	第 1 期	第 2 期	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通学路（側溝含む）			
住宅			
道路			
農地			
仮置場			

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内において保管した後、処分することとします。

(1) 住宅、農地 原則として、その計画対象区域内に仮置きします。

(2) 通学路（側溝含む）、道路 原則として、町が地域の理解と協力のもと、その計画対象区域内に仮置きします。

また、特措法では、除染実施計画において「除染等の措置等の実施者及び除染等の措置等を実施する区域」が定められ（第 36 条）、除染実施者が除染実施計画に従って除染等の措置等を実施しなければならない（第 38 条）とされており、例えば、当町による土壌等の除染等の措置により発生した除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（第 31 条））については、当町が処分することになります。

なお、除去土壌等の保管の際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

7. その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。
- (2) 除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、その都度、公表していきます。
- (3) 除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。
- (4) 空間放射線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。

また、本計画を推進するため、町の組織を強化するとともに、測定器貸与の継続や各種研修会の開催などの線量測定支援、専門家やボランティア派遣などによる作業支援の仕組みを構築し、地域一体となった推進体制を整備します。なお、事業者が町から受託して除染作業を行うことが想定されるため、作業員の被ばく（健康）管理の仕組みの整備などについても、事業者などと連携して検討を進めて参ります。

以 上